



福岡医発第2023号(地)
平成22年 2月 5日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義 武
(公 印 省 略)

平成22年度税制改正について

春寒の候、貴職ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る12月22日、平成22年度税制改正大綱が閣議決定されました。

日本医師会では、平成21年8月に25項目にわたる税制要望事項を「医療に関する税制に対する意見」として取りまとめ、うち19項目を「医療に関する税制改正要望 重点項目」として、厚生労働省をはじめとする関係各方面に要望しておりました。その結果、別添資料1のとおり要望事項が実現した旨、日本医師会より報告がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、別添資料をご参照願います。

〔添付資料〕

1. 平成22年度 税制改正大綱（閣議決定）における要望実現項目
2. 平成22年度 医療に関する税制改正要望重点項目
3. 平成22年度 医療に関する税制に対する意見
4. 平成22年度 税制改正の概要（厚生労働省関係）
5. 平成22年度 税制改正大綱 ～納税者主権の確立へ向けて～

小郡三井医師会より

医業経営担当理事 廣瀬真恵
会長 丸山 泉

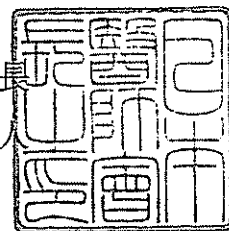


日医発第865号(年税29)

平成22年1月8日

都道府県医師会長 殿

日本医師会 会長
唐澤 祥人



平成22年度税制改正について

去る12月22日、平成22年度税制改正大綱が閣議決定されましたので、平成22年度税制改正についてご報告申し上げます。

本会は、平成21年8月、25項目にわたる税制要望事項を「医療に関する税制に対する意見」として取りまとめ、うち19項目を「医療に関する税制改正要望 重点項目」として、厚生労働省をはじめとする関係各方面に要望して参りました。

以来、各都道府県医師会、各郡市区医師会の強力なご支援ご協力を賜りながら、要望の実現に向けて鋭意努力を重ねて参りました。

御陰様にて、主に下記の事項が実現することとなりました。

これまでの各都道府県医師会、各郡市区医師会の格段のご支援ご協力に対しまして、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

詳細につきましては、別添資料をご参照お願い申し上げます。



記

一 制度の存続

- (1) ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税。
・ 医療法人の自由診療分の事業税については、特別法人としての軽減税率。
- (2) いわゆる四段階制（社会保険診療報酬の所得計算の特例措置）。

二 制度の改善

- (1) たばこ税の税率引き上げ。

三 適用期限の延長等

- (1) 周産期医療の連携を担う分娩施設に係る不動産取得税減免措置の適用期限延長。
- (2) ・ 中小企業投資促進税制の適用期限延長。
・ 中小企業者等に対する少額減価償却資産の特例措置の適用期限延長。
- (3) 地震防災対策用資産に係る特例のうち固定資産税に係る措置の適用期限延長。

四 検討課題

- (1) 市民公益税制プロジェクトチームを設置し、寄付税制、公益活動を担う法人（NPO法人や公益法人など）に係る税制について検討。

五 参考

- (1) ・「ふるい」による租税特別措置・地方税軽減措置の抜本的見直し。
・租得透明化法（仮称）の制定等。
- (2) 地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方の見直し。
- (3) 情報基盤強化税制の廃止（ただし、中小企業者に係る部分は
中小企業基盤強化税制の対象業種を拡大するかたちで再編）。
- (4) 病院等建物に係る耐震改修促進税制の廃止。

[添付資料]

- 平成22年度 税制改正大綱(閣議決定)における要望実現項目
(平成22年1月 日本医師会)
- 平成22年度 医療に関する税制改正要望 重点項目
(平成21年8月 日本医師会)
- 平成22年度 医療に関する税制に対する意見
(平成21年8月 日本医師会)
- 平成22年度 税制改正の概要(厚生労働省関係)
(平成21年12月 厚生労働省)
- 平成22年度 税制改正大綱 ～納税者主権の確立へ向けて～
(平成21年12月22日 閣議決定)

平成 22 年 度 税制改正大綱（閣議決定）における要望実現項目

平成 22 年 1 月

(社) 日本医師会

[重点項目 P]は、「平成 22 年度医療に関する税制改正要望 重点項目」に掲載された P 番号

一 制度の存続

- (1) ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税。
 ・ 医療法人の自由診療分の事業税については、特別法人としての軽減税率。
 (事業税)

[重点項目 P. 5]

- ・ 事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、来年 1 年間真摯に議論し、結論を得ます。

【税制改正大綱 86 頁 記載】

(参考) 社会保険診療報酬に係る所得以外の医業所得（自由診療分）の課税

個人：事業主控除（290 万円）を差引後の所得に対して標準税率（5%）による課税

法人：事業税の標準税率（地方法人特別税との合算税率（※ 1））

区 分	普通法人	特別法人（医療法人）（※ 2）
所得 400 万円以下の金額	4.887%	4.887%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	7.24%	6.516%
所得 800 万円超の金額	9.593%	6.516%

（※ 1）地方法人特別税との合算税率は、都道府県や法人の状況により異なる場合がある。

（※ 2）特別法人：農協、消費者生活協同組合、労働金庫、医療法人、信用金庫等

- (2) いわゆる四段階制（社会保険診療報酬の所得計算の特例措置）。
 (所得税・法人税)

[重点項目 P. 16]

- ・ 特例措置の存続が認められたもの。

(参考) 社会保険診療収入が 5,000 万円以下の場合の所得計算の特例措置

(社会保険診療報酬の金額)	(概算経費率)
2,500 万円以下の金額	72%
2,500 万円超 3,000 万円以下の金額	70%
3,000 万円超 4,000 万円以下の金額	62%
4,000 万円超 5,000 万円以下の金額	57%

二 制度の改善

(1) たばこ税の税率引き上げ。

(たばこ税・地方たばこ税)

[重点項目 P. 2]

- ・ たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要があります。その判断にあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を見極めつつ行っていくこととします。その過程で、たばこ法制について、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、上記のたばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指すこととします。

上記の方針に沿って、平成22年度において、1本あたり3.5円の税率引上げ（価格上昇は5円程度）を行います。

【税制改正大綱 22 頁 記載】

- ・ 国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、平成22年度において、1本あたり3.5円の税率引上げ（価格上昇は5円程度）を行うこととされた。なお、税率引上げにあたっては、国と地方の配分比率を1:1とすることとされた（実施時期は平成22年10月1日）。

【厚生労働省 平成 22 年度税制改正の概要 2 頁 記載】

(参考) たばこ税の概要（現行）

・ 課税標準

製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数。

・ 税率

原則として千本につき 3,552 円

(道府県たばこ税 1,074 円、市町村たばこ税 3,298 円)。

三 適用期限の延長等

(1) 周産期医療の連携を担う分娩施設に係る不動産取得税減免措置の適用期限延長。

(不動産取得税)

[重点項目 P. 7 の一部]

- ・ 医療計画上の医療連携体制に基づいて周産期医療を提供する医療提供施設の開設者が取得する周産期医療のための施設の用に供する不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、その適用期限を6年延長した上、廃止します。なお、平成22年4月1日から平成25年3月31日までの取得については当該不動産の価格の2分の1、平成25年4月1日か

ら平成27年3月31日までの取得については当該不動産の価格の3分の1、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの取得については当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除します。

【税制改正大綱 66 頁 記載】

- ・ 周産期医療の連携体制を担う医療機関が周産期医療の用に供する不動産（分べん室、陣痛室、新生児室等）を取得した場合に、当該不動産の価格の2分の1を課税標準から控除する不動産取得税の特例措置について、適用期限を6年延長の上、廃止することとされた。

※控除される割合は段階的に縮減される（新サンセット方式（*））。

平成22年4月1日から平成25年3月31日までに取得：2分の1

平成25年4月1日から平成27年3月31日までに取得：3分の1

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得：6分の1

【厚生労働省 平成 22 年度税制改正の概要 3 頁 記載】

（*）サンセット方式とは、廃止の日を規定した時限法にすること。

（参考）周産期医療の連携を担う分娩施設に係る不動産取得税減免措置の概要（現行）

・ 対象設備

医療法第30条の4第1項に規定する医療計画に定められた同条第2項第2号に掲げる医療連携体制に従って周産期医療を提供する同法第1条の2第2項に規定する医療提供施設（病院・診療所・助産所）の開設者が取得する周産期医療を提供するための施設であって、分娩室、陣痛室、新生児室、授乳室その他助産に必要な施設の用に供する不動産。

・ 軽減措置の内容

当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除。

（2）・中小企業投資促進税制の適用期限延長。

- ・ 中小企業者等に対する少額減価償却資産の特例措置の適用期限延長。

（所得税・法人税）

[重点項目 P. 12]

- ・ 中小企業投資促進税制の適用期限を2年延長します（所得税についても同様とします。）。
- ・ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限を2年延長します（所得税についても同様とします。）。

【税制改正大綱 48 頁 記載】

（参考1）中小企業投資促進税制の概要

1. 中小企業者（従業員1,000人以下の個人、資本・出資の金額が1億円以下の法人など）の設備投資を促進するための特別償却（30%）又は、税額控除（7%）（7%税額控除は資本金3,000万以下の法人、個人及び組合。）

2. 対象設備

- (1) 全ての機械・装置
- (2) 電子計算機、電子ファイル設備、冷暖房用機器等の特定の器具・備品 9 種類
- (3) 普通貨物自動車(車両総重量 3.5 トン以上)、内航船舶 (取得価額の 75%が対象)

3. 取得価額

- (1) 機械装置は 1 台又は 1 基 160 万円以上
- (2) 器具・備品は事務処理能率化等に資する一定の器具備品で 1 台又は 1 基が 120 万円以上
- (3) 一定のソフトウェアで一つの取得価額が 70 万円以上

(参考 2) 中小企業者等に対する少額減価償却資産の特例の概要

中小企業者等が、取得価額 10 万円以上 30 万円未満の減価償却資産について、一定の要件の下でその取得価額の合計額のうち 300 万円に達するまでの取得価額の合計額をその業務の用に供した年分の損金に算入できる。

(3) 地震防災対策用資産に係る特例のうち固定資産税に係る措置
の適用期限延長。

(固定資産税)

[重点項目 P. 15 の一部]

- ・ 地震防災対策の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を4年延長した上、廃止します。

【税制改正大綱 61 項 記載】

(参考) 地震防災対策用資産に係る特例措置 (現行)

- ・ 適用資産
大規模地震対策特別措置法に規定する地震防災対策強化地域その他の地震防災のための対策を緊急に推進する必要があると認められる区域内における地震防災に資する機械及び装置等
- ・ 取得から 3 年間課税標準の特例 3 分の 2

四 検討課題

(1) 市民公益税制プロジェクト・チームを設置し、寄附税制、公益活動を担う法人 (NPO 法人や公益法人など) に係る税制について検討。

(所得税・法人税・相続税等)

[重点項目 P. 3、P. 19]

- ・ 従来、公共は行政により専ら担われてきました。昨今、市民・事業者・行政が協働して課題を解決していく「新しい公共」の役割が重要性を増してきています。

少子高齢化が進む中、国民が安心して暮らすことのできる社会を実現するため、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や介護・福祉などの公益活動に市民が積極的に参加していけるよう、社会全体で支えていく必要があります。

市民が担う公益活動を資金面で支える上で寄附の役割は重要です。市民公益税制に係るプロジェクト・チーム（P T）を設置し、平成22年4月末を目途に成果を得るよう改革に向けた検討を進めます。P Tでは、寄附税制に加え、公益活動を担う法人（N P O法人や公益法人など）に係る税制についても検討を行います。

【税制改正大綱 24 頁 記載】

- ・ （中略）市民公益税制に係るプロジェクト・チームにおいて、寄附税制や公益活動を担う法人（N P O法人や公益法人など）に係る税制について、専門的・総合的観点から検討します。その際、次の項目についても、併せて検討します。

① 認定N P O法人の収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出（繰入れ）をした金額をその収益事業に係る寄附金の額とみなして寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入を認める制度（いわゆる「みなし寄附金制度」）に係る損金算入限度額の引上げについては、他の公益法人における「みなし寄附金制度」とのバランス等も踏まえつつ検討します。

② 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律に基づく研究開発法人に対する寄附金を指定寄附金とする制度の創設については、独立行政法人改革との関係を整理した上で、特定公益増進法人に対する寄附金から指定寄附金とする場合の効果等について検討します。

③ 寄附文化醸成に向けた寄附税制の拡充については、所得税の寄附金控除の適用下限額の引下げを含むこれまでに行った制度拡充の効果の検証を行うとともに、寄附金控除を年末調整の対象とするか否かについては、執行面の問題などを検討します。

④ 給付制奨学金事業を行う民間団体への寄附金に係る税額控除制度の創設については、特定の団体への寄附のみを税額控除化することの適否を検討します。

【税制改正大綱 85・86 頁 記載】

五 参考

- (1) ・「ふるい」による租税特別措置・地方税軽減措置の抜本的見直し。
・租特透明化法（仮称）の制定等。

（所得税・法人税・事業税等）

- ・ (1) 「ふるい」による租税特別措置の抜本的な見直し

税制の中には、「租税特別措置」と呼ばれるものがあります。租税特別措置には様々なものがありますが、その多くが特定の者の税負担を軽減することなどにより産業政策等の特定の政策目的の実現に向けて経済活動を誘導する手段となっています。他方、こうした租税特別措置は、「公平・透明・納得」の原則から見れば、税負担の公平の原則の例外であり、これが正当化されるためには、その適用の実態や効果が透明で分かりやすく、納税者が納得できるものでなくてはなりません。しかし、現状では、適用実態がはっきりしないものや、適用件数が非常に少ないもの、導入から相当期間が経過し役割を終えているもの、特定の業界や一部の企業のみが恩恵を受けていると思われるものが散見されます。

税制における既得権益を一掃し、納税者の視点に立つて公平で分かりやすい仕組みとするためには、租税特別措置をゼロベースから見直し、整理合理化を進めることが必要です。この見直しのための「ふるい」として、「租税特別措置の見直しに関する基本方針」と「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針」を定めました。租税特別措置のうち、産業政策等の特定の政策目的により税負担の軽減等を行う「政策税制措置」は、現在、国税で241項目、地方税で286項目ありますが、これらの全てを「ふるい」にかけて、平成22年度税制改正から始まる今後4年間で抜本的に見直します。

見直しの初年度となる平成22年度税制改正では、平成21年度末までに適用期限が到来する措置を中心に、各府省から拡充や見直しの要望があった項目等を含め、国税で81項目、地方税で90項目の見直しを行いました。この結果として、国税で41項目、地方税で57項目を廃止又は縮減することとしました。

なお、今般適用期限を延長するものについても、下記の「租特透明化法（仮称）」の制定や地方税法の改正によりその適用実績を明らかにするとともに、政策評価を厳格に行うこととします。

- (2) 租特透明化法（仮称）の制定等

租税特別措置の抜本的な見直しを進めるに当たり問題となるのが、現行の租税特別措置の中に、その適用実績の把握や効果の検証が十分なされていないものが少なからずあることです。租税特別措置は、特定の者に税負担の軽減という経済的な利益を与えるという意味で補助金と同じ機能を果たすものであり、外国では「租税歳出」とも呼ばれています。こうした租税特別措置がどのように利用され、どのような効果を生じているかは、補助金と併せて、透明でなければなりません。

このため、租税特別措置の適用実態を明らかにし、その効果を検証できる仕組みとして、来年の通常国会において「租特透明化法（仮称）」の制定を目指します。租特透明化法（仮称）では、法人税関係の租税特別措置について提出を求める「適用額明細書」を集計するなどの方法により租税特別措置の適用実態調査を行い、その結果を国会へ報告することなどを定めます。なお、法施行後の状況を踏まえ、国会への報告のあり方等について必要な見直しを検討します。

また、地方税における税負担軽減措置等についても、その適用実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、地方税法において所要の措置を講じます。具体的には、地方税に関する統計資料等により地方税における税負担軽減措置等の適用実態を把握し、その結果を国会へ報告することなどを定めます。

【税制改正大綱 9・10 頁 記載】

・〔国税〕

租税特別措置の適用実態を明確にし、その効果の検証に役立てる仕組みを構築するため、租税特別措置の適用の実態を把握するための調査やその結果の国会への報告等について定める「租特透明化法案（仮称）」を平成22年の通常国会に提出します。

〔地方税〕

地方税における税負担軽減措置等の適用の実態の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進するため、統計資料等による地方税における税負担軽減措置等の適用実態の把握やその結果の国会への報告等について定める地方税法改正案を平成22年の通常国会に提出します。

【税制改正大綱 83 頁 記載】

（２）地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方の見直し。

（事業税・固定資産税等）

・（１）国と地方の税源配分のあり方の見直し

地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲します。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直します。

社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。

（２）地方税に関する国の関与のあり方の見直し

地方自治体が事務事業のみならず税の面でも創意工夫を活かすことができるよう、課税自主権の拡大を図ります。

（３）地方の意見を反映する仕組みの構築

国が地方に優越する上下関係から、対等の立場で対話していける新たなパートナーシップ関係に転換します。そのために、国と地方が対等に協議する場の法制化の議論との

関連を整理しつつ、地方税制に関する地方の声を十分反映できる仕組みを検討します。
【税制改正大綱 24・25 頁 記載】

(3) 情報基盤強化税制の廃止（ただし、中小企業者に係る部分は
中小企業基盤強化税制の対象業種を拡大するかたちで再編）。
(所得税・法人税)

〔重点項目 P. 14〕

- ・ 情報基盤強化税制について、適用期限の到来をもって廃止します（所得税についても同様とします。）。

【税制改正大綱 45 項 記載】

- ・ 中小企業等基盤強化税制を拡充し、資本金の額等が 1 億円以下の法人による仮想化ソフトウェア等を含む情報基盤強化設備等の取得に係る措置を追加します（所得税についても同様とします。）。

【税制改正大綱 48 項 記載】

- ・ 特定の中小企業者等が一定金額以上の事業基盤強化設備を取得した場合に、その取得価額の 7% の税額控除又は 30% の特別償却を認める特例措置（中小企業等基盤強化税制）を拡充し、医業等を行う中小企業者等が、レセプト電算処理やレセプトのオンライン請求の実施のためのソフトウェア等を取得した場合にも適用することとされた。

なお、従来、レセプト関係のソフトウェア等を取得した場合に特例を講じていた情報基盤強化税制については、適用期限の到来をもって廃止することとされた。

【厚生労働省 平成 22 年度税制改正の概要 3 頁 記載】

(参考) 情報基盤強化税制の概要（現行）

- ・ 高度な情報セキュリティシステム投資を促進するための特別償却（50%）又は税額控除（10%）
- ・ 対象設備
 - (1) サーバー用オペレーティングシステム※及びこれと同時に設置されるサーバー用電子計算機
 - (2) データベース管理ソフトウェア※及びこれと同時に設置されるアプリケーション
 - (3) 連携ソフトウェアで一定のもの。
 - (4) ファイアウォールソフトウェア※（(1) 又は (2) と同時に設置されるものに限る）

※ ISO/IEC 15408 に基づいて評価・認証されたもの

- ・ 取得価額
年間の対象設備の取得価額の合計額が 1 億円以上（資本金 1 億円以下の法人、個人等の場

合は 70 万円以上。資本金 1 億円超 10 億円以下の法人の場合は 3,000 万円以上。ただし資本金 10 億円超の法人の取得する対象設備等の取得価額の合計額のうち本税制の対象となる金額は、200 億円を限度とする。)

(4) 病院等建物に係る耐震改修促進税制の廃止。

(所得税・法人税)

[重点項目 P. 15 下段の一部]

- ・ 地震防災対策用資産の特別償却制度における耐震改修工事に係る措置について、適用期限の到来をもって廃止します(所得税についても同様とします。)

【税制改正大綱 46 頁 記載】

(参考) 耐震改修促進税制(現行)

- ・ 適用資産
建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する特定建築物(耐震診断が必要とされるものに限る。)を有する場合の、当該特定建築物の部分について同法の計画の認定を受けた計画に基づき行う耐震改修工事に伴い取得等をする建物部分
- ・ 特別償却限度額
 $\text{特別償却限度額} = \text{取得価額} \times 10\%$

以上

平成22年度
医療に関する税制改正要望
重点項目

(社)日本医師会

平成21年8月

少子・高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉の充実は、国民の要望であります。医師の不足や偏在による地域医療崩壊が懸念される中で、その必要性も一層強いものになっています。

しかし、医療や介護の提供は、医療環境の厳しさが増すなかで、自助努力にもかかわらず、医療経営は年々厳しさが増しております。

国民が文化的で健康な生活を維持するために、質の高い医療や介護を安心して受けることができる医療提供体制の整備や、健康管理・予防面についての環境づくりなどが求められています。そのためには、医療や介護を担う病院・診療所等が医療経営の安定を図り、業務や設備施設の一層の合理化、近代化を進め、医療関係職員の確保・育成など、確固とした経営基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、法整備を含めて、現在の医療経営の健全化のため、さらに進んで医療経営の長期安定、再生産可能とするための新しい医療の構築を図り、医師をはじめ医療従事者の自発的努力が一層発揮できるよう、また、国民の健康管理・予防などのため、税制面において次のような思い切った改革が平成22年度に行われるよう強く要望します。

【目次】

○消費税対策

- ・ 消費税対策
 - ①社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を
ゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改善。..... 1
 - ②上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、設備投資
に係る仕入税額控除の特例措置創設。

○たばこ対策

- ・ たばこ税の税率引き上げ。..... 2

○社会医療法人対策

- ・ 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する
医療機関への寄付者に対する税制措置。..... 3
- ・ 社会医療法人認定取消時の税制措置。..... 4

○事業税対策

- ・ 社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続。..... 5
- ・ 医療法人の事業税について特別法人としての税率課税存続。..... 5

○産科医療対策

- ・ 産科医療対策
 - ①分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る
自由診療報酬に係る所得の事業税の課税対象からの除外。..... 6
 - ②分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所の法人税大幅軽減。
 - ③分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師の所得税大幅軽減。
 - ④周産期医療の連携を担う分娩施設に係る不動産取得税減免措置の

○勤務医師不足対策

- ・ 勤務医師に対する所得税軽減。..... 7

○事業承継対策

- ・ 医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。 8

○設備投資対策

- ・ 医療用機器に係る特別償却制度の拡充。 10
- ・ 中小企業投資促進税制の適用期限延長及び拡充。 12
- ・ 情報基盤強化税制の適用期限延長及び拡充。 14
- ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。 15
- ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る
税制上の特例措置創設。 15

○その他

- ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。 16
- ・ 新たな医療法人制度において、旧医療法に定められた持分の定めのある
社団医療法人(経過措置型医療法人)が新たな医療法人に移行する
際に、移行が新医療法の理念に沿っていることに鑑み、医療法人・出資
者等に課税が生じないよう必要な措置を講ずること。 17
- ・ 医療法人の法人税率を30%から22%へ引き下げ。 18
- ・ 介護費用に係る所得控除制度創設。 18
- ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置。
・ 福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化。 19
・ その他の措置。

○ 消費税対策

- ・ 消費税対策として、以下の措置を講ずること。
 - ① 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めること。
 - ② 上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産の仕入に係る消費税額については、その全額(*)の仕入税額控除を認める特例措置を創設すること。
- (消費税)－制度の創設－

(説明)

社会保険診療報酬等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入に係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一応負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入の際においてもその後の税率引上げ（３％→５％）の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、その一部は医療機関が差額を負担したままになっております。

これを解消するには、社会保険診療報酬等に対する消費税を非課税制度からゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めることにより、社会保険診療報酬等に関わる一切の消費税非課税に関する不合理を解消できます。それによって、医療の公益性にも一貫性を保つことができ、それは他の医業税制の考え方とも共通することになります。

したがって、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度は、ゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めるよう強く要望します。

また、医療機器、病院用建物等の取得の際に負担する消費税は多額になります。しかし、社会保険診療報酬等に対する消費税が非課税のため、その大部分は仕入税額控除の適用を受けられず還付（戻し税）されません。これが医業経営の安定、医業設備の高度化への大きな隘路となっております。

したがって、上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、仕入税額控除の特例として、医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産の仕入に係る消費税額については、その全額(*)の仕入税額控除を認める措置を強く要望します。

＊ 「その全額」に替えて、「社会保険診療報酬等の収益を課税売上げとみなした場合の課税売上割合により算出した税額」でも可。

○たばこ対策

- ・ たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げること。
(たばこ税・地方たばこ税)－制度の改善－

(説明)

たばこの喫煙による健康被害は科学的に明らかであり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准国としても、たばこ価格の引き上げによるたばこ規制が求められています。

たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げることがを要望します。

(参考)

たばこ税の概要

- ・ 課税標準

製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数。

- ・ 税率

原則として千本につき 3,552 円

(道府県たばこ税 1,074 円、市町村たばこ税 3,298 円)。

○ 社会医療法人対策

- ・ 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために、寄付した場合において、以下の措置を講ずること。
 - ① 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を特定公益増進法人の範囲に含めて、寄付者に対する措置（損金算入・寄付金控除）を講ずること。
 - ② 個人が社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために現物資産を寄付した場合におけるみなし譲渡所得について、寄付者に対する措置として特定医療法人と同様に課税対象から除外すること。
 - ③ 個人が特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために寄付した場合における相続財産に係る相続税について、寄付者に対する措置として社会福祉法人と同様に課税対象から除外すること。

（所得税・法人税・相続税）－制度の創設－

（説明）

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために、個人等が寄付した場合には、特に公益性の高い医療の担い手である特定医療法人、社会医療法人等を支援するため、以下の措置を講ずる必要があります。

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を、法人税法第37条第4項および所得税法第78条第2項第3号に規定する公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に含めることより、寄付者に対する措置（損金算入・寄付金控除）を講ずることを要望します。

次に、個人が社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために現物資産を寄付した場合におけるみなし譲渡所得について、寄付者に対する措置として、特定医療法人と同様に課税対象から除外することを要望します。

そして、個人が特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために寄付した場合における相続財産に係る相続税について、寄付者に対する措置として、社会福祉法人と同様に課税対象から除外することを要望します。

- ・ 社会医療法人の認定の取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならないよう必要な措置を講ずること。

(法人税)－制度の改善－

(説明)

社会医療法人の認定の取消を受けた場合には、簿価純資産価額から利益積立金額を控除した金額が法人税の課税対象とされますが、これでは取消後において経営を継続することが困難となることも想定されるため、社会医療法人への移行を阻害する要因となっています。

安心して社会医療法人に移行できるようにするため、社会医療法人の認定の取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならないよう必要な措置（社会医療法人の認定取消を受けた医療法人を税法上の非営利型法人として取り扱うなど）を講ずることを要望します。

○ 事業税対策

- ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。

(事業税)－制度の存続－

(説明)

社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課すことは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。

したがって、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医業水準を維持するための最低限の措置として、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

- ・ 医療法人の事業税については、特別法人としての事業税率による課税措置を存続すること。

(事業税)－制度の存続－

(説明)

医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することとは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人でもあります。

したがって、医療法人の社会保険診療報酬以外の所得に係る事業税については、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置は当然ですので、引き続きこの課税措置を存続するよう強く要望します。

(参 考) 事業税の標準税率

(区 分)	(普通法人)	(特別法人 (医療法人))
所得 400 万円以下の金額	2.7%	2.7%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	4.0%	3.6%
所得 800 万円超の金額	5.3%	3.6%

○ 産科医療対策

- ・ 産科医・産婦人科医不足対策として、以下の措置を講ずること。
 - ① 分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る自由診療報酬に係る所得について、事業税の課税対象から除外すること。
 - ② 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所については、法人税の大幅な軽減措置を講ずること。
 - ③ 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師（個人事業主及び勤務医師）の所得税の大幅な軽減措置を講ずること。
 - ④ 周産期医療の連携を担う分娩施設に係る不動産取得税減免措置の適用期限を延長すること。

（事業税・法人税・所得税・不動産取得税）一制度の存続等一

（説明）

少子化問題は我が国の喫緊の課題ですが、医療の現状は、産科医・産婦人科医の不足・偏在によって、積極的な取り組みが困難な状況です。今後も将来に亘って分娩施設の減少や産科医・産婦人科医不足の傾向が続く可能性が指摘されており、少子化対策に資するためには、産科・産婦人科を担う医師の確保と取り巻く環境の改善が急務となっています。

現在、社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置がありますが、平成 19 年度税制改正において、個人の事業税の課税対象事業から助産師業が除外されたことを踏まえ、少子化対策として産科・産婦人科医療支援の更なる充実のため、それらの担い手である医療機関に対しても同趣旨の措置を講ずるべきであります。そこで、分娩を取り扱う産科・産婦人科に係る自由診療報酬に係る所得については、事業税の課税対象から除外することを要望します。

次に、分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所については、法人税の 50%軽減措置を講ずるよう要望します。

また、分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師（個人事業主及び勤務医師）について、その所得税の 50%減税措置を講ずるよう要望します。

そして、平成 20 年度税制改正において創設された周産期医療の連携を担う分娩施設に係る不動産取得税減免措置の適用期限延長を要望します。

○ 勤務医師不足対策

- ・ 病院等に勤務する医師の支援として、勤務医師に対して所得税の軽減措置を講ずること。

(所得税)－制度の創設－

(説明)

全国的な勤務医不足の理由として、勤務医の労働環境の未整備が挙げられておりますが、最早、医療機関各々の対応では問題解決が困難な状況となっており、抜本的な勤務医の労働環境改善を図る施策を講じなければ、地域医療の重要な拠点である病院や診療所が支えられなくなります。そこで、地域医療確保のために、勤務医師の労働環境改善を図る目的で、病院・診療所に勤務する医師に対し、所得税の軽減措置を講ずることを要望します。

なお、休日・夜間等の勤務・当直に係る所得・手当については、特段の配慮を求めます。

○ 事業承継対策

- ・ 医業を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。

(相続税・贈与税)－制度の改善－

(説明)

相続税及び贈与税については、平成 14 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置の創設、平成 15 年度改正で相続時精算課税制度の創設、相続税・贈与税の税率構造の見直しなどの改善、平成 16 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置の上限金額が 3 億円から 10 億円に引き上げ、平成 19 年度改正で取引相場のない株式等について相続時精算課税制度の特例が創設等され、平成 20 年 10 月施行の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」を踏まえ平成 21 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が創設されることとなりました。ただし、相続時精算課税制度の特例と相続税及び贈与税の納税猶予制度については、医療法人は適用することができません。

しかし、地域医療を確保するには、医療機関の円滑な事業承継がさらに図られ、医業水準の維持向上が期待できるものであることが望ましいといえます。

したがって、相続税・贈与税制度については、さらに次の改善をするよう要望します。

(1) 個人

① 医業承継資産の課税特例制度の創設

医業を承継するため相続贈与により医業の用に供している土地・建物・機械・棚卸資産を取得した場合は、例えば、5 年程度の医業の継続と資産の保有を要件として、その課税対象額の 5 割を控除するなどの課税特例制度を創設すること。

② その他

- ・ 特定事業用宅地等である小規模宅地等の特例対象面積を現行の 400 m²から 500 m²に拡大するとともに、その評価割合を 20%から 10%に引き下げること。
- ・ 死亡保険金・退職金の非課税限度額を引き上げること。

(2) 医療法人

① 相続税及び贈与税の納税猶予制度の拡充

中小企業基本法に定める中小企業者に対しては、取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が設けられているが、持分の定めのある医療法人についても当該制度を適用できるよう、適用要件を見直すこと。

なお、上記の要望の実現がかなわぬ場合は、持分のある社団医療法人の出資者に相続が発生した場合、当該医療法人が持分のない医療法人に移行する予定であ

るときは、当該出資者に係る相続税の納税を5年間猶予し、期間内に持分のない社団に移行することを条件に猶予税額を免除する制度を創設すること。

②出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善

持分のある医療法人のうち出資額限度法人に移行した医療法人に相続が生じた場合は、持分の相続税評価額は払い込み出資額のみとすること。そのため、平成16年6月16日国税庁課税部長回答で示されたみなし贈与の非課税4要件、とりわけ同族出資比率の要件を見直すこと。

③出資の評価方法の改善

医療法人の出資の評価方法を配当の無い普通法人の株式の評価方法と同じ方法（評価算式の分母を5とし、分子の配当要素は無配＜0＞とする評価）に改善すること。また、類似業種比準方式の斟酌率0.7～0.5を0.5に統一すること。

④基金の評価方法の改善

医療法人の基金の評価方法について、基金は他の債権に劣後して回収されることを考慮し、地上権等に準じて評価減を行うこと。

（参考1） 医療法人の出資の評価（平成20年度改正）

○ 医療法人の出資の価額

$$\text{類似業種の比準株価} \times \frac{\left[\begin{array}{c} \text{1口当たりの} \\ \text{利益金額の比} \times 3 \end{array} \right] + \text{1口当たりの} \\ \text{純資産価額の比}}{4} \times (0.7 \sim 0.5)$$

（参考2） 地上権の評価

○ 地上権の価額

地上権が設定されていない場合の時価に、次に定める割合を乗じて算出した金額による。

（残存期間）	（割合）
10年以下	0.05
10年を超え15年以下	0.1
15年を超え20年以下	0.2
20年を超え25年以下	0.3
25年を超え30年以下及び存続期間の定めのないもの	0.4
30年を超え35年以下	0.5
35年を超え40年以下	0.6
40年を超え45年以下	0.7
45年を超え50年以下	0.8
50年を超えるもの	0.9

○ 設備投資対策

- ・ 病院等の医療用機器に係る特別償却制度について、中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずること。

(所得税・法人税)－制度の改善－

(説明)

病院等の医療用機器、器具備品並びに看護業務省力化機器は、医療を行う上で必要不可欠なものです。医療機関におけるこれら医療機器等への投資は、国民に対して上質な医療を提供するにあたり不可欠なものであり、手厚く保護されるべきものです。

しかしながら、医療機器等の特別償却制度は、医療機関の大部分が中小企業者等に該当するにもかかわらず、中小企業者等が機械装置等を取得した場合の特別償却・特別控除制度（中小企業投資促進税制）に比し、税制上の措置について見劣りすることが明らかであるため、医療機関における医療機器の取得についても中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずることを強く要望します。

(参考) 医療用機器の特別償却率（適用期限：平成 23 年 3 月 31 日）

	現行	要望
(1) 医療用機器（注 1）の特別償却率		
① ②以外の医療用機器	14%	30%
② 医療の安全確保に資する医療用機器（注 2）	20%	40%
③ 新型インフルエンザに係る医療を提供する医療用機器（注 3）	20%	40%
(2) 適用対象となる取得価額	500 万円以上	160 万円以上
(3) 特別控除制度	なし	取得価額×7%

(注 1)

- ・ 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの
- ・ 薬事法第 2 条第 5 項に規定する高度管理医療機器、同条第 6 項に規定する管理医療機器又は同条第 7 項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から 2 年を経過していないもの

(注2)

＜対象機器＞シリンジポンプ、人工呼吸器、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、患者誤認防止のバーコードシステム、特殊寝台(低床タイプ)、分娩監視装置、生体情報モニター等・ナースコール連動システム、調剤監査システム(散剤・水剤)、輸液ポンプ(追加要望)

(注3)

＜対象機器＞簡易陰圧装置

- ・ 中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度)の適用期限を延長するとともに、適用対象を拡充すること。

(所得税・法人税)－制度の存続等－

(説明)

中小企業投資促進税制は、平成 20 年度改正で適用期限が平成 22 年 3 月 31 日まで延長されましたが、病院、診療所においても他の中小企業者と同様に、業務や設備の一層の合理化、近代化を図り経営の安定を図るため、今後も積極的な投資が必要です。

したがって、これを促進するため、適用期限を延長するとともに、器具・備品及びソフトウェアの取得価額要件を 30 万円以上とするよう要望します。

また、医療機器を医療の質や効率の向上等に資するものとして、事務処理の能率化等に資するものとして財務省令で定める器具及び備品と同様に、適用対象とするよう要望します。

なお、中小企業者等に対する少額減価償却資産の特例についても、適用期限を延長するよう併せて要望します。

(参考 1)

中小企業投資促進税制の概要

1. 中小企業者(従業員 1,000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人など)の設備投資を促進するための特別償却(30%)又は、税額控除(7%)

(7%税額控除は資本金 3,000 万以下の法人、個人及び組合。)

2. 対象設備

- (1) 全ての機械・装置
- (2) 電子計算機、電子ファイル設備、冷暖房用機器等の特定の器具・備品 9 種類
- (3) 普通貨物自動車(車両総重量 3.5 トン以上)、内航船舶(取得価額の 75% が対象)

3. 取得価額

- (1) 機械装置は 1 台又は 1 基 160 万円以上
- (2) 器具・備品は事務処理能率化等に資する一定の器具備品で 1 台又は 1 基が 120 万円以上
- (3) 一定のソフトウェアで一つの取得価額が 70 万円以上

(参考 2)

中小企業投資促進税制の医療機器への適用をめぐり、実務において訴訟(東京

地裁平成 20 年（行ウ）第 228 号平成 21 年 1 月 16 日判決において全自動染色装置等の装置が「機械及び装置」に該当するか否かをめぐって争われ請求棄却）等の問題が生じており、医療機器を適用対象とするよう制度の改善が求められる。

（参考 3）

中小企業者等に対する少額減価償却資産の特例の概要

中小企業者等が、取得価額 10 万円以上 30 万円未満の減価償却資産について、一定の要件の下でその取得価額の合計額のうち 300 万円に達するまでの取得価額の合計額をその業務の用に供した年分の必要経費に算入できる。

- ・ 情報基盤強化税制(情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度)の適用期限を延長するとともに適用対象を拡充すること。

(所得税・法人税)－制度の存続等－

(説明)

医療機関ではレセコンの電算処理対応のための機器及びソフトの追加費用、オンライン環境整備のための費用、また場合によってはレセコンの買い替え費用など新たな負担が生じることが見込まれています。レセプトのオンライン請求への医療機関の対応とそれに附随するIT化を支援するため、情報基盤強化税制の適用期限(平成22年3月31日)を延長するとともに取得価額合計額要件(資本金1億円以下の法人及び個人等)を30万円以上とするよう要望します。

(参考)

情報基盤強化税制の概要

1. 高度な情報セキュリティシステム投資を促進するための特別償却(50%)又は税額控除(10%)
2. 対象設備
 - (1) サーバー用オペレーティングシステム※及びこれと同時に設置されるサーバー用電子計算機
 - (2) データベース管理ソフトウェア※及びこれと同時に設置されるアプリケーション
 - (3) 連携ソフトウェアで一定のもの。
 - (4) ファイアウォールソフトウェア※((1)又は(2)と同時に設置されるものに限る)

※ ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたもの

3. 取得価額

年間の対象設備の取得価額の合計額が1億円以上(資本金1億円以下の法人、個人等の場合は70万円以上。資本金1億円超10億円以下の法人の場合は3,000万円以上。ただし資本金10億円超の法人の取得する対象設備等の取得価額の合計額のうち本税制の対象となる金額は、200億円を限度とする。)

- ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮すること。

(所得税・法人税)－制度の改善－

(説明)

病院・診療所の建物は、医療法の改正、医学・医療技術の急速な進歩に応じて機能的陳腐化が著しくなっており、耐用年数の短縮が求められております（実態調査の結果）。

このようなことから、病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮するよう要望します。

(参 考) 病院・診療所用建物の耐用年数

(区 分)	(現 行)	(要 望)
○病院・診療所用建物		
・ 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	39年	31年

- ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設すること。

(所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税)－制度の創設－

(説明)

地震等の災害時において、病院・診療所の医療機能を低下させないようにするため、病院用建物その他医療施設の耐震構造の強化や災害時に備えた防災構造の医薬品備蓄庫、自家発電装置等の取得などの普及を図るため、これらを取得した場合の次のような特例措置を創設することを要望します。

- (1) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の特別償却制度（30%の特別償却又は7%の特別税額控除）
- (2) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の減免措置

○ その他

- ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)を存続すること。(所得税・法人税)－制度の存続－

(説明)

社会保険医療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

(参 考) 所得計算の特例措置

(社会保険診療報酬の金額)

(概算経費率)

2,500 万円以下の金額	72%
2,500 万円超 3,000 万円以下の金額	70%
3,000 万円超 4,000 万円以下の金額	62%
4,000 万円超 5,000 万円以下の金額	57%

- ・ 新たな医療法人制度において、旧医療法に定められた持分の定めのある
 社会医療法人(経過措置型医療法人)が新たな医療法人に移行する
 際に、移行が新医療法の理念に沿っていることに鑑み、課税が生じな
 いよう必要な措置を講ずること。

(相続税・贈与税・所得税・法人税)一制度の改善一

(説明)

経過措置型医療法人が新医療法に定められる医療法人に移行することは、新医療法の理念の実現といえますが、移行そのものは制度変更に伴う移行であり、現実には解散・設立という手続きがとられるものでない上、事業内容等からみた実態面でも従前の法人格が継続するものです。その移行は、今回の新医療法改正の趣旨に則り、医業の継続性・発展性を阻害することなく、円滑になされることが求められます。

そのため、経過措置型医療法人が、新医療法に定められる医療法人に移行するに当たっては、以下の措置を講ずるよう要望します。

- ①経過措置型医療法人が、出資持分を拠出額として基金拠出型医療法人に移行する場合、拠出額が移行時前の出資額に対応する資本金等の額を上回る場合には、その上回る金額について、移行時に出資者にみなし配当課税を課さないよう必要な措置を講ずること。
- ②経過措置型医療法人が、基金拠出型医療法人を含む持分なし医療法人に移行する場合、相続税法施行令第33条第3項の同族要件などを見直し、医療法人に相続税法第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

- ・ 医療法人の法人税率を30%から22%に引き下げること。
(法人税)－制度の改善－

(説明)

医療法人（医療法の附則による医療法人を含む）は、医療法で剰余金の配当が禁止され営利を追求することは認められていません。このような制約があるにもかかわらず、営利目的の普通法人と同じ法人税率により課税されており極めて不合理・不公正です。また、特例民法法人の行う医療保健業に対する法人税率に比べても不均衡です。したがって、医療法人の法人税率は、30%から特例民法法人の法人税率と同率の22%にするよう要望します。

(参 考) 法人税率

(区 分)	(現行税率)	(要望税率)
普通の医療法人	30%	22%
(中小の医療法人で年 800 万円以下の所得)	18%	10%

(注) 中小の医療法人とは、出資金額 1 億円以下の医療法人を指す。

- ・ 介護費用に係る所得控除制度を創設すること。
(所得税)－制度の創設－

(説明)

在宅の寝たきり高齢者等本人及びその者を介護している家族を支援するため、介護費用の負担軽減を図る必要があります。そこで、現在、医療費控除の対象となっていない要援護高齢者等の介護サービスの利用等に関する費用についても所得控除ができるよう、介護費用に係る所得控除制度の創設を要望します。

- 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置を講ずること。
 - ・ 福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化。
 - ・ その他の措置。
- （法人税・登録免許税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税）－制度の存続等－

（説明）

- （１）医師会が行う開放型病院等に対する課税上の特例について、下記の措置を講ずることを要望します。
- ① 特例民法法人から一般社団法人に移行した医師会が行う開放型病院等に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、従来通り恒久措置として減免措置を講ずること。
 - ② 医師会が行う訪問看護ステーション事業等について、法人税の課税対象から除外するとともに、医師会が行う訪問看護ステーション事業等に係る土地・建物についての固定資産税・都市計画税・不動産取得税及び登録免許税について、減免措置を講ずること。
 - ③ 医師会が行う開放型病院等に係る土地・建物についての登録免許税の減免措置を講ずること。
- （２）一般社団法人・一般財団法人に移行した無料低額診療事業を行う特例民法法人（福祉病院）に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、平成２０年度税制改正において平成２５年までの経過措置として非課税となりましたが、これを恒久措置とすることを要望します。

平成22年度
医療に関する税制に対する意見

(社)日本医師会

平成21年8月

少子・高齢化の進展に伴い、医療・介護・福祉の充実は、国民の要望であります。医師の不足や偏在による地域医療崩壊が懸念される中で、その必要性も一層強いものになっています。

しかし、医療や介護の提供は、医療環境の厳しさが増すなかで、自助努力にもかかわらず、医業経営は年々厳しさが増しております。

国民が文化的で健康な生活を維持するために、質の高い医療や介護を安心して受けることができる医療提供体制の整備や、健康管理・予防面についての環境づくりなどが求められています。そのためには、医療や介護を担う病院・診療所等が医業経営の安定を図り、業務や設備施設の一層の合理化、近代化を進め、医療関係職員の確保・育成など、確固とした経営基盤を整え継続できるものとする必要があります。

このため、法整備を含めて、現在の医業経営の健全化のため、さらに進んで医業経営の長期安定、再生産可能とするための新しい医業の構築を図り、医師をはじめ医療従事者の自発的努力が一層発揮できるよう、また、国民の健康管理・予防などのため、税制面において次のような思い切った改革が平成22年度に行われるよう強く要望します。

【目次】

○消費税対策

・ 消費税対策

- ①社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度を
ゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改善。 1
- ②上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、設備投資
に係る仕入税額控除の特例措置創設。

○女性医療関係者就業対策

- ・ 事業所内託児所の固定資産税等減免。 2

○予防医療対策

- ・ がん検診への医療費控除適用。 2

○たばこ対策

- ・ たばこ税の税率引き上げ。 3

○社会医療法人対策

- ・ 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する
医療機関への寄付者に対する税制措置。 4
- ・ 社会医療法人認定取消時の税制措置。 5
- ・ 社会医療法人の附帯業務法人税非課税。 5

○事業税対策

- ・ 社会保険診療報酬等に対する事業税非課税存続。 6
- ・ 医療法人の事業税について特別法人としての税率課税存続。 6

○産科医療対策

・ 産科医療対策

- ①分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る
自由診療報酬に係る所得の事業税の課税対象からの除外。 7
- ②分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所の法人税大幅軽減。
- ③分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師の所得税大幅軽減。
- ④周産期医療の連携を担う分娩施設に係る不動産取得税減免措置の

○勤務医師不足対策

- ・ 勤務医師に対する所得税軽減。 8
- ・ 4疾病5事業に係る医療機関が勤務医療従事者の短時間正規雇用を導入した場合の当該医療機関に対する税制措置。 8

○事業承継対策

- ・ 医業承継時の相続税・贈与税制度の改善。 9

○設備投資対策

- ・ 医療用機器に係る特別償却制度の拡充。 11
- ・ 中小企業投資促進税制の適用期限延長及び拡充。 12
- ・ 情報基盤強化税制の適用期限延長及び拡充。 13
- ・ 転換型老健の固定資産税等減免。 14
- ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。 14
- ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置創設。 15

○その他

- ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。 16
- ・ 新たな医療法人制度において、旧医療法に定められた持分の定めのある社団医療法人(経過措置型医療法人)が新たな医療法人に移行する際に、移行が新医療法の理念に沿っていることに鑑み、医療法人・出資者等に課税が生じないよう必要な措置を講ずること。 17
- ・ 基金拠出型医療法人に対する現物基金拠出の譲渡所得課税繰り延べ。 17
- ・ 医療法人の法人税率を30%から22%へ引き下げ、特定医療法人の法人税非課税。 18
- ・ 介護費用に係る所得控除制度創設。 18
- ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置。
 - ・ 福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化。 19
 - ・ その他の措置。

○ 消費税対策

・ 消費税対策として、以下の措置を講ずること。

- ① 社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度をゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めること。
- ② 上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産の仕入に係る消費税額については、その全額(*)の仕入税額控除を認める特例措置を創設すること。

－ 消費税 －

社会保険診療報酬等に対する消費税は非課税とされているため、医療機関の仕入に係る消費税額（医薬品・医療材料・医療器具等の消費税額、病院用建物等の取得や業務委託に係る消費税額など）のうち、社会保険診療報酬等に対応する部分は仕入税額控除が適用されずに、医療機関が一応負担し、その分は社会保険診療報酬等に反映して回収されることとされています。

しかし、この負担分は、消費税導入の際においてもその後の税率引上げ（３％→５％）の際においても社会保険診療報酬に十分反映されたとはいえず、その一部は医療機関が差額を負担したままになっております。

これを解消するには、社会保険診療報酬等に対する消費税を非課税制度からゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めることにより、社会保険診療報酬等に関わる一切の消費税非課税に関する不合理を解消できます。それによって、医療の公益性にも一貫性を保つことができ、それは他の医業税制の考え方とも共通することになります。

したがって、社会保険診療報酬等に対する消費税の非課税制度は、ゼロ税率ないし軽減税率による課税制度に改めるよう強く要望します。

また、医療機器、病院用建物等の取得の際に負担する消費税は多額になります。しかし、社会保険診療報酬等に対する消費税が非課税のため、その大部分は仕入税額控除の適用を受けられず還付（戻し税）されません。これが医業経営の安定、医業設備の高度化への大きな隘路となっております。

したがって、上記課税制度に改めるまでの緊急措置として、仕入税額控除の特例として、医療機器、病院用建物等の消費税課税仕入対象資産の仕入に係る消費税額については、その全額(*)の仕入税額控除を認める措置を強く要望します。

* 「その全額」に替えて、「社会保険診療報酬等の収益を課税売上げとみなした場合の課税売上割合により算出した税額」でも可。

（消費税法第４条、第６条、第３０条、別表第一第六号、第七号イ、第八号）

○ 女性医療関係者就業対策

- ・ 病院等に勤務する医師、看護師等の職場定着を支援するため、事業所内託児所について、固定資産税等の減免措置を講ずること。

— 固定資産税・都市計画税・不動産取得税 —

病院等に勤務する医師、看護師等の子育て環境の不備は、勤務医師不足、看護師不足等の原因のひとつとなっています。そこで、医師や看護師等の職場定着に大きく寄与する事業所内託児所の設置を促すため、事業所内託児所について、固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の減免措置を講ずることを要望します。

○ 予防医療対策

- ・ がん検診の受診者の自己負担分について、医療費控除の対象とすること。

— 所得税 —

がんの予防・早期発見対策として、がん検診の受診率の向上が求められており、受診率 50% が目標とされていますが、何ら財政支援措置がとられていません。そこで、がん対策基本法の理念を実現するためにも、受診者に対するインセンティブをもたせることが必要となります。そのために、医療費控除の対象を拡大し、がん検診の受診者の自己負担分もその対象とすることを要望します。

(所得税法第 73 条、がん対策基本法第 13 条)

○ たばこ対策

- ・ たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げること。

— たばこ税・地方たばこ税 —

たばこの喫煙による健康被害は科学的に明らかであり、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准国としても、たばこ価格の引き上げによるたばこ規制が求められています。

たばこ対策として、たばこ税の税率を引き上げことを要望します。

(たばこ税法第 11 条、地方税法第 74 条の 5、第 468 条)

(参考)

たばこ税の概要

- ・ 課税標準

製造たばこの製造場から移出し、又は保税地域から引き取る製造たばこの本数。

- ・ 税率

原則として千本につき 3,552 円（道府県たばこ税 1,074 円、市町村たばこ税 3,298 円）。

○ 社会医療法人対策

- ・ 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために、寄付した場合において、以下の措置を講ずること。
 - ① 特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を特定公益増進法人の範囲に含めて、寄付者に対する措置（損金算入・寄付金控除）を講ずること。
 - ② 個人が社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために現物資産を寄付した場合におけるみなし譲渡所得について、寄付者に対する措置として特定医療法人と同様に課税対象から除外すること。
 - ③ 個人が特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために寄付した場合における相続財産に係る相続税について、寄付者に対する措置として社会福祉法人と同様に課税対象から除外すること。

－ 所得税・法人税・相続税 －

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために、個人等が寄付した場合には、特に公益性の高い医療の担い手である特定医療法人、社会医療法人等を支援するため、以下の措置を講ずる必要があります。

特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関を、法人税法第 37 条第 4 項および所得税法第 78 条第 2 項第 3 号に規定する公益の増進に著しく寄与する法人の範囲に含めることより、寄付者に対する措置（損金算入・寄付金控除）を講ずることを要望します。

次に、個人が社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために現物資産を寄付した場合におけるみなし譲渡所得について、寄付者に対する措置として、特定医療法人と同様に課税対象から除外することを要望します。

そして、個人が特定医療法人、社会医療法人及びその他の公益性を有する医療機関のために寄付した場合における相続財産に係る相続税について、寄付者に対する措置として、社会福祉法人と同様に課税対象から除外することを要望します。

（所得税法第 78 条第 2 項第 3 号、所得税法施行令第 217 条、法人税法第 37 条第 4 項、法人税法施行令第 77 条、措置法第 40 条、第 70 条）

- ・ 社会医療法人の認定の取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならないよう必要な措置を講ずること。

－ 法人税 －

社会医療法人の認定の取消を受けた場合には、簿価純資産価額から利益積立金額を控除した金額が法人税の課税対象とされますが、これでは取消後において経営を継続することが困難となることも想定されるため、社会医療法人への移行を阻害する要因となっています。

安心して社会医療法人に移行できるようにするため、社会医療法人の認定の取消を受けた場合において、従前の剰余金が直ちに課税の対象にならないよう必要な措置（社会医療法人の認定取消を受けた医療法人を税法上の非営利型法人として取り扱うなど）を講ずることを要望します。

（法人税法第 64 条の 4）

- ・ 社会医療法人が行う医療保健業（附帯業務として行うものを除く。）を収益事業の範囲から除外するとされているが、附帯業務として行うものについても法人税非課税とすること。

－ 法人税 －

社会医療法人が行う医療保健業（附帯業務として行うものを除く。）を収益事業の範囲から除外するとされているが、法人税別表第二（公益法人等の表）に明記されている学校法人や社会福祉法人はこのような制約を付していません。

そこで、社会医療法人が附帯業務として行うものについても法人税非課税とすることを要望します。

（法人税法施行令第 5 条第 1 項第 29 号チ）

○ 事業税対策

- ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置を存続すること。

－ 事業税 －

社会保険医療は、社会保険診療報酬という低廉な公的価格により、国民に医療を提供するという極めて公益性の高い事業であり、種々の制約が課されています。このため、これに事業税を課すことは極めて不適切であり、現行の非課税措置は当然であります。

したがって、現在の社会保険診療報酬制度の下では、医業水準を維持するための最低限の措置として、引き続きこの非課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第 72 条の 2、第 72 条の 23、第 72 条の 49 の 8、医療法第 7 条第 5 項)

- ・ 医療法人の事業税については、特別法人としての事業税率による課税措置を存続すること。

－ 事業税 －

医療法人は、医療法に基づいて設立される法人で、営利を目的として開設することは認められず、剰余金の配当は禁止されるなど、営利目的の普通法人とは質的に異なる特別法人です。また、医療法人は、地域住民に対する医療保健サービスを提供する民間医療機関の中核として、公益性の高い法人でもあります。

したがって、医療法人の社会保険診療報酬以外の所得に係る事業税については、特別法人としての普通法人より軽減された事業税率による課税措置は当然ですので、引き続きこの課税措置を存続するよう強く要望します。

(地方税法第 72 条の 24 の 7、医療法第 7 条第 5 項、第 39 条、第 54 条)

(参 考) 事業税の標準税率

(区 分)	(普通法人)	(特別法人 (医療法人))
所得 400 万円以下の金額	2.7%	2.7%
所得 400 万円超 800 万円以下の金額	4.0%	3.6%
所得 800 万円超の金額	5.3%	3.6%

○ 産科医療対策

・ 産科医・産婦人科医不足対策として、以下の措置を講ずること。

- ① 分娩を取り扱う産科・産婦人科において、これらの診療科に係る自由診療報酬に係る所得について、事業税の課税対象から除外すること。
- ② 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所については、法人税の大幅な軽減措置を講ずること。
- ③ 分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師（個人事業主及び勤務医師）の所得税の大幅な軽減措置を講ずること。
- ④ 周産期医療の連携を担う分娩施設に係る不動産取得税減免措置の適用期限を延長すること。

— 事業税・法人税・所得税・不動産取得税 —

少子化問題は我が国の喫緊の課題ですが、医療の現状は、産科医・産婦人科医の不足・偏在によって、積極的な取り組みが困難な状況です。今後も将来に亘って分娩施設の減少や産科医・産婦人科医不足の傾向が続く可能性が指摘されており、少子化対策に資するためには、産科・産婦人科を担う医師の確保と取り巻く環境の改善が急務となっています。

現在、社会保険診療報酬に対する事業税非課税の特例措置がありますが、平成 19 年度税制改正において、個人の事業税の課税対象事業から助産師業が除外されたことを踏まえ、少子化対策として産科・産婦人科医療支援の更なる充実のため、それらの担い手である医療機関に対しても同趣旨の措置を講ずるべきであります。そこで、分娩を取り扱う産科・産婦人科に係る自由診療報酬に係る所得については、事業税の課税対象から除外することを要望します。

次に、分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う診療所については、法人税の 50%軽減措置を講ずるよう要望します。

また、分娩を取り扱う産科・産婦人科を担う医師（個人事業主及び勤務医師）について、その所得税の 50%減税措置を講ずるよう要望します。

そして、平成 20 年度税制改正において創設された周産期医療の連携を担う分娩施設に係る不動産取得税減免措置の適用期限延長を要望します。

（地方税法附則第 11 条第 29 項）

○ 勤務医師不足対策

- ・ 病院等に勤務する医師の支援として、勤務医師に対して所得税の軽減措置を講ずること。

－ 所得税 －

全国的な勤務医不足の理由として、勤務医の労働環境の未整備が挙げられておりますが、最早、医療機関各々の対応では問題解決が困難な状況となっており、抜本的な勤務医の労働環境改善を図る施策を講じなければ、地域医療の重要な拠点である病院や診療所が支えられなくなります。そこで、地域医療確保のために、勤務医師の労働環境改善を図る目的で、病院・診療所に勤務する医師に対し、所得税の軽減措置を講ずることを要望します。

なお、休日・夜間等の勤務・当直に係る所得・手当については、特段の配慮を求めます。

(所得税法第9条、第28条)

- ・ 地域医療において重要な4疾病5事業等に係る医療機関が勤務医療従事者(医師・看護師等)の短時間正規雇用を導入した場合については、当該医療機関に対して短時間正規雇用に係る給与等について税額控除の措置を講ずること。

－ 所得税・法人税 －

医療機関において医師を安定的に確保するため、勤務医療従事者(医師・看護師等)の短時間正規雇用の導入により、勤務医療従事者の過重労働の軽減及び女性医療従事者の出産・育児等と勤務との両立を可能とし、医療従事者の離職防止・復職支援を図ることが期待されています。

そこで、地域医療において重要な4疾病5事業等に係る医療機関が勤務医療従事者の短時間正規雇用を導入した場合については、当該医療機関に対して短時間正規雇用に係る給与等について税額控除の措置を講ずることを要望します。

○ 事業承継対策

- ・ 医業を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。

－ 相続税・贈与税 －

相続税及び贈与税については、平成 14 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置の創設、平成 15 年度改正で相続時精算課税制度の創設、相続税・贈与税の税率構造の見直しなどの改善、平成 16 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の減額措置の上限金額が 3 億円から 10 億円に引き上げ、平成 19 年度改正で取引相場のない株式等について相続時精算課税制度の特例が創設等され、平成 20 年 10 月施行の「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」を踏まえ平成 21 年度改正で取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が創設されることとなりました。ただし、相続時精算課税制度の特例と相続税及び贈与税の納税猶予制度については、医療法人は適用することができません。

しかし、地域医療を確保するには、医療機関の円滑な事業承継がさらに図られ、医業水準の維持向上が期待できるものであることが望ましいといえます。

したがって、相続税・贈与税制度については、さらに次の改善をするよう要望します。

(1) 個人

① 医業承継資産の課税特例制度の創設

医業を承継するため相続贈与により医業の用に供している土地・建物・機械・棚卸資産を取得した場合は、例えば、5 年程度の医業の継続と資産の保有を要件として、その課税対象額の 5 割を控除するなどの課税特例制度を創設すること。

② その他

- ・ 特定事業用宅地等である小規模宅地等の特例対象面積を現行の 400 ㎡から 500 ㎡に拡大するとともに、その評価割合を 20%から 10%に引き下げること。
- ・ 死亡保険金・退職金の非課税限度額を引き上げること。

(2) 医療法人

① 相続税及び贈与税の納税猶予制度の拡充

中小企業基本法に定める中小企業者に対しては、取引相場のない株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度が設けられているが、持分の定めのある医療法人についても当該制度を適用できるよう、適用要件を見直すこと。

なお、上記の要望の実現がかなわぬ場合は、持分のある社団医療法人の出資者に相続が発生した場合、当該医療法人が持分のない医療法人に移行する予定であるときは、当該出資者に係る相続税の納税を 5 年間猶予し、期間内に持分のない社団に移行することを条件に猶予税額を免除する制度を創設すること。

② 出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善

持分のある医療法人のうち出資額限度法人に移行した医療法人に相続が生じた場合は、持分の相続税評価額は払い込み出資額のみとすること。そのため、平成 16 年 6 月 16 日国税庁

課税部長回答で示されたみなし贈与の非課税 4 要件、とりわけ同族出資比率の要件を見直すこと。

③出資の評価方法の改善

医療法人の出資の評価方法を配当の無い普通法人の株式の評価方法と同じ方法（評価算式の分母を 5 とし、分子の配当要素は無配＜ 0 ＞とする評価）に改善すること。また、類似業種比准方式の斟酌率 0.7～0.5 を 0.5 に統一すること。

④基金の評価方法の改善

医療法人の基金の評価方法について、基金は他の債権に劣後して回収されることを考慮し、地上権等に準じて評価減を行うこと。

（相続税法第 3 条、第 12 条、第 23 条、措置法第 69 条の 4、第 70 条の 7、第 70 条の 7 の 2、財産評価基本通達 194・2）

（参 考 1） 医療法人の出資の評価（平成 20 年度改正）

○ 医療法人の出資の価額

$$\text{類似業種の比準株価} \times \frac{\left[\begin{array}{c} \text{1 口当たりの} \\ \text{利益金額の比} \times 3 \end{array} \right] + \begin{array}{c} \text{1 口当たりの} \\ \text{純資産価額の比} \end{array}}{4} \times (0.7 \sim 0.5)$$

（参 考 2） 地上権の評価

○ 地上権の価額

地上権が設定されていない場合の時価に、次に定める割合を乗じて算出した金額による。

（残存期間）	（割合）
10 年以下	0.05
10 年を超え 15 年以下	0.1
15 年を超え 20 年以下	0.2
20 年を超え 25 年以下	0.3
25 年を超え 30 年以下及び存続期間の定めのないもの	0.4
30 年を超え 35 年以下	0.5
35 年を超え 40 年以下	0.6
40 年を超え 45 年以下	0.7
45 年を超え 50 年以下	0.8
50 年を超えるもの	0.9

○ 設備投資対策

- ・ 病院等の医療用機器に係る特別償却制度について、中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずること。

－ 所得税・法人税 －

病院等の医療用機器、器具備品並びに看護業務省力化機器は、医療を行う上で必要不可欠なものです。医療機関におけるこれら医療機器等への投資は、国民に対して上質な医療を提供するにあたり不可欠なものであり、手厚く保護されるべきものです。

しかしながら、医療機器等の特別償却制度は、医療機関の大部分が中小企業者等に該当するにもかかわらず、中小企業者等が機械装置等を取得した場合の特別償却・特別控除制度（中小企業投資促進税制）に比し、税制上の措置について見劣りすることが明らかであるため、医療機関における医療機器の取得についても中小企業投資促進税制と同等の措置が受けられるよう、特別控除制度の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずることを強く要望します。

（措置法第12条の2、第45条の2第1項、第10条の3第1項第1号、第42条の6第1項第1号）

（参考）医療用機器の特別償却率（適用期限：平成23年3月31日）

	現行	要望
(1) 医療用機器（注1）の特別償却率		
① ②以外の医療用機器	14%	30%
② 医療の安全確保に資する医療用機器（注2）	20%	40%
③ 新型インフルエンザに係る医療を提供する医療用機器（注3）	20%	40%
(2) 適用対象となる取得価額	500万円以上	160万円以上
(3) 特別控除制度	なし	取得価額×7%

（注1）

・ 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するもの

・ 薬事法第2条第5項に規定する高度管理医療機器、同条第6項に規定する管理医療機器又は同条第7項に規定する一般医療機器で、これらの規定により厚生労働大臣が指定した日の翌日から2年を経過していないもの

（注2）＜対象機器＞シリンジポンプ、人工呼吸器、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、患者誤認防止のバーコードシステム、特殊寝台（低床タイプ）、分娩監視装置、生体情報モニター等・ナースコール連動システム、調剤監査システム（散剤・水剤）、輸液ポンプ（追加要望）

（注3）＜対象機器＞簡易陰圧装置

- ・ 中小企業投資促進税制(中小企業者等が機械等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度)の適用期限を延長するとともに、適用対象を拡充すること。

－ 所得税・法人税 －

中小企業投資促進税制は、平成 20 年度改正で適用期限が平成 22 年 3 月 31 日まで延長されましたが、病院、診療所においても他の中小企業者と同様に、業務や設備の一層の合理化、近代化を図り経営の安定を図るため、今後も積極的な投資が必要です。

したがって、これを促進するため、適用期限を延長するとともに、器具・備品及びソフトウェアの取得価額要件を 30 万円以上とするよう要望します。

また、医療機器を医療の質や効率の向上等に資するものとして、事務処理の能率化等に資するものとして財務省令で定める器具及び備品と同様に、適用対象とするよう要望します。

なお、中小企業者等に対する少額減価償却資産の特例についても、適用期限を延長するよう併せて要望します。

(措置法第 10 条の 3、第 42 条の 6、第 28 条の 2、第 67 条の 5)

(参考 1)

中小企業投資促進税制の概要

1. 中小企業者(従業員 1,000 人以下の個人、資本・出資の金額が 1 億円以下の法人などの設備投資を促進するための特別償却(30%)又は、税額控除(7%)

(7%税額控除は資本金 3,000 万以下の法人、個人及び組合。)

2. 対象設備

- (1) 全ての機械・装置
- (2) 電子計算機、電子ファイル設備、冷暖房用機器等の特定の器具・備品 9 種類
- (3) 普通貨物自動車(車両総重量 3.5 トン以上)、内航船舶(取得価額の 75%が対象)

3. 取得価額

- (1) 機械装置は 1 台又は 1 基 160 万円以上
- (2) 器具・備品は事務処理能率化等に資する一定の器具備品で 1 台又は 1 基が 120 万円以上
- (3) 一定のソフトウェアで一つの取得価額が 70 万円以上

(参考 2)

中小企業投資促進税制の医療機器への適用をめくり、実務において訴訟(東京地裁平成 20 年(行ウ)第 228 号平成 21 年 1 月 16 日判決において全自動染色装置等の装置が「機械及び装置」に該当するか否かをめぐって争われ請求棄却)等の問題が生じており、医療機器を適用対象とするよう制度の改善が求められる。

(参考 3)

中小企業者等に対する少額減価償却資産の特例の概要

中小企業者等が、取得価額 10 万円以上 30 万円未満の減価償却資産について、一定の要件の下でその取得価額の合計額のうち 300 万円に達するまでの取得価額の合計額をその業務の用に供した年分の必要経費に算入できる。

- ・ 情報基盤強化税制(情報基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度)の適用期限を延長するとともに適用対象を拡充すること。

－ 所得税・法人税 －

医療機関ではレセコンの電算処理対応のための機器及びソフトの追加費用、オンライン環境整備のための費用、また場合によってはレセコンの買い替え費用など新たな負担が生じることが見込まれています。レセプトのオンライン請求への医療機関の対応とそれに附随するIT化を支援するため、情報基盤強化税制の適用期限（平成 22 年 3 月 31 日）を延長するとともに取得価額合計額要件（資本金 1 億円以下の法人及び個人等）を 30 万円以上とするよう要望します。

（措置法第 10 条の 6、第 42 条の 11、「オンライン請求」に関する平成 18 年厚生労働省令第 111 号）

（参考）

情報基盤強化税制の概要

1. 高度な情報セキュリティシステム投資を促進するための特別償却（50％）又は税額控除（10％）
2. 対象設備
 - （1） サーバー用オペレーティングシステム※及びこれと同時に設置されるサーバー用電子計算機
 - （2） データベース管理ソフトウェア※及びこれと同時に設置されるアプリケーション
 - （3） 連携ソフトウェアで一定のもの。
 - （4） ファイアウォールソフトウェア※（（1）又は（2）と同時に設置されるものに限る）

※ ISO/IEC 15408 に基づいて評価・認証されたもの

3. 取得価額

年間の対象設備の取得価額の合計額が 1 億円以上（資本金 1 億円以下の法人、個人等の場合は 70 万円以上。資本金 1 億円超 10 億円以下の法人の場合は 3,000 万円以上。ただし資本金 10 億円超の法人の取得する対象設備等の取得価額の合計額のうち本税制の対象となる金額は、200 億円を限度とする。）

- ・ 転換型老健施設に対する固定資産税及び都市計画税について減免措置を講ずること。

－ 固定資産税・都市計画税 －

ほとんどの自治体において、保険医療機関の一定の施設について固定資産税等の減免措置が講じられていますが、療養型病床から老健施設に転換した場合、その転換型老健施設が保険医療機関ではなくなるため、固定資産税及び都市計画税の減免措置が受けられないこととなります。

つきましては、療養型病床から老健施設への転換が円滑に行われるよう、転換型老健施設に対する固定資産税及び都市計画税について減免措置を講ずることを要望します。

(地方税法第6条、第367条)

- ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮すること。

－ 所得税・法人税 －

病院・診療所の建物は、医療法の改正、医学・医療技術の急速な進歩に応じて機能的陳腐化が著しくなっており、耐用年数の短縮が求められております(実態調査の結果)。

このようなことから、病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮するよう要望します。

(耐用年数省令別表第一)

(参 考) 病院・診療所用建物の耐用年数

(区 分)	(現 行)	(要 望)
○病院・診療所用建物		
・ 鉄骨鉄筋コンクリート造又は 鉄筋コンクリート造のもの	39年	31年

- ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置を創設すること。

－ 所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 －

地震等の災害時において、病院・診療所の医療機能を低下させないようにするため、病院用建物その他医療施設の耐震構造の強化や災害時に備えた防災構造の医薬品備蓄庫、自家発電装置等の取得などの普及を図るため、これらを取得した場合の次のような特例措置を創設することを要望します。

- (1) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の特別償却制度（30%の特別償却又は7%の特別税額控除）
- (2) 耐震構造建物、防災構造施設・設備を取得した場合の固定資産税・都市計画税及び不動産取得税の減免措置

○ その他

- ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)を存続すること。

－ 所得税・法人税 －

社会保険医療に対する適正で合理的な診療報酬制度が確立されていない現状で、小規模医療機関の経営の安定を図り地域医療に専念できるようにするには、現行のいわゆる四段階制による所得計算の特例措置は欠かすことのできないものです。

したがって、引き続きこの特例措置を存続するよう強く要望します。

(措置法第 26 条、第 67 条)

(参 考) 所得計算の特例措置

(社会保険診療報酬の金額)	(概算経費率)
2,500 万円以下の金額	72%
2,500 万円超 3,000 万円以下の金額	70%
3,000 万円超 4,000 万円以下の金額	62%
4,000 万円超 5,000 万円以下の金額	57%

- ・ 新たな医療法人制度において、旧医療法に定められた持分の定めのある社団医療法人(経過措置型医療法人)が新たな医療法人に移行する際に、移行が新医療法の理念に沿っていることに鑑み、課税が生じないよう必要な措置を講ずること。

－ 相続税・贈与税・所得税・法人税 －

経過措置型医療法人が新医療法に定められる医療法人に移行することは、新医療法の理念の実現といえますが、移行そのものは制度変更に伴う移行であり、現実には解散・設立という手続きがとられるものでない上、事業内容等からみた実態面でも従前の法人格が継続するものです。その移行は、今回の新医療法改正の趣旨に則り、医業の継続性・発展性を阻害することなく、円滑になされることが求められます。

そのため、経過措置型医療法人が、新医療法に定められる医療法人に移行するに当たっては、以下の措置を講ずるよう要望します。

- ①経過措置型医療法人が、出資持分を拠出額として基金拠出型医療法人に移行する場合、拠出額が移行時前の出資額に対応する資本金等の額を上回る場合には、その上回る金額について、移行時に出資者にみなし配当課税を課さないよう必要な措置を講ずること。
- ②経過措置型医療法人が、基金拠出型医療法人を含む持分なし医療法人に移行する場合、相続税法施行令第33条第3項の同族要件などを見直し、医療法人に相続税法第66条第4項の規定の適用による贈与税を課さないこと。

- ・ 基金拠出型医療法人のために医業用資産を現物として基金拠出した場合の、拠出者に対する譲渡所得課税を拠出時から返還時に繰り延べること。

－ 所得税 －

医療法人設立等のために医業用資産（土地、建物、医療機器等）を現物として基金拠出がなされた場合には、譲渡所得課税がなされ、さらに基金が劣後債権であるため、税制面の配慮がなければ基金拠出型医療法人の育成は著しく困難です。

そこで、基金拠出型医療法人を育成促進するため、基金拠出型医療法人のために医業用資産を現物基金拠出した場合の、拠出者に対する譲渡所得課税を拠出時から返還時に繰り延べることを要望します。

- ・ 医療法人の法人税率を30%から22%に引き下げるとともに、特定医療法人の法人税は非課税とすること。

－ 法人税 －

- ① 医療法人（医療法の附則による医療法人を含む）は、医療法で剰余金の配当が禁止され営利を追求することは認められていません。このような制約があるにもかかわらず、営利目的の普通法人と同じ法人税率により課税されており極めて不合理・不公正です。また、特例民法法人の行う医療保健業に対する法人税率に比べても不均衡です。したがって、医療法人の法人税率は、30%から特例民法法人の法人税率と同率の22%にするよう要望します。
- ② 租税特別措置法に規定する特定医療法人は、公益性の高い法人として地域医療に貢献している医療法人であるため、法人税法上の公益法人等とし、社会福祉法人の医療保健業と同様に法人税を非課税とするよう要望します。

（法人税法第66条、法人税法施行令第5条第1項第29号ロ、措置法第42条の3の2、措置法第67条の2、医療法第39条、医療法附則第10条）

（参 考）法人税率

（区分）	（現行税率）	（要望税率）
①普通の医療法人	30%	22%
（中小の医療法人で年800万円以下の所得	18%	10%）
②特定医療法人	22%	非課税
（年800万円以下の所得	18%	非課税）

（注） 中小の医療法人とは、出資金額1億円以下の医療法人を指す。

- ・ 介護費用に係る所得控除制度を創設すること。

－ 所得税 －

在宅の寝たきり高齢者等本人及びその者を介護している家族を支援するため、介護費用の負担軽減を図る必要があります。そこで、現在、医療費控除の対象となっていない要介護高齢者等の介護サービスの利用等に関する費用についても所得控除ができるよう、介護費用に係る所得控除制度の創設を要望します。

- ・ 公益法人制度改革に関わる所要の税制措置を講ずること。
- ・ 福祉病院の固定資産税等非課税措置の恒久化。
- ・ その他の措置。

－ 法人税・登録免許税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 －

(1) 医師会が行う開放型病院等に対する課税上の特例について、下記の措置を講ずることを要望します。

- ① 特例民法法人から一般社団法人に移行した医師会が行う開放型病院等に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、従来通り恒久措置として減免措置を講ずること。
- ② 医師会が行う訪問看護ステーション事業等について、法人税の課税対象から除外するとともに、医師会が行う訪問看護ステーション事業等に係る土地・建物についての固定資産税・都市計画税・不動産取得税及び登録免許税について、減免措置を講ずること。
- ③ 医師会が行う開放型病院等に係る土地・建物についての登録免許税の減免措置を講ずること。

(法人税法第2条第13号、法人税法施行令第5条第1項第29号ワ、法人税法施行規則第5条、地方税法第6条)

(2) 一般社団法人・一般財団法人に移行した無料低額診療事業を行う特例民法法人(福祉病院)に対する固定資産税・都市計画税及び不動産取得税について、平成20年度税制改正において平成25年までの経過措置として非課税となりましたが、これを恒久措置とすることを要望します。

(地方税法第73条の4第1項第4号の7、第348条第2項第10号の6、地方税法施行令第36条の10、第49条の15)

平成 2 2 年度税制改正の概要

平成 2 1 年 1 2 月



厚生労働省

目 次

マニフェスト関係の主要事項等

1	子ども手当の創設	1
2	ひとり親家庭への支援策の充実	1
3	求職者支援など雇用のセーフティネットの拡大	1
4	健康増進の観点からのたばこ税の引上げ	2

その他の要望事項

1	地域医療の再生に向けて	3
2	安心・活力の実現に向けた雇用対策の推進	5
3	健康で暮らせる社会の実現に向けて	5
4	高齢者等が生き生きと安心して暮らせる社会の実現	6
5	障害者の自立支援の推進	7
6	安心して働ける社会の実現	7
7	各種施策の推進	8

マニフェスト関係の主要事項等

1 子ども手当の創設

- ① 子ども手当に係る非課税及び差押禁止措置の創設〔所得税、個人住民税等〕
子ども手当について、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講ずることとされた。

2 ひとり親家庭への支援策の充実

- ① 児童扶養手当に係る非課税及び差押禁止措置の拡充〔所得税、個人住民税等〕
父子家庭の父等に対し児童扶養手当を支給及び児童扶養手当の受給開始後5年を経過した者等への一部支給停止措置の廃止が検討されており、実現した場合、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講ずることとされた。
- ② 生活保護制度において復活する母子加算の非課税及び差押禁止措置の拡充〔所得税、個人住民税等〕
今般復活することとしている生活保護の母子加算について、非課税措置及び差押禁止措置を講ずることとされた。

3 求職者支援など雇用のセーフティネットの拡大

- ① 「求職者支援制度」に係る非課税及び差押禁止措置の創設〔所得税、個人住民税等〕
民主党マニフェスト等に記載されている、職業訓練期間中に月額10万円の手当を支給する「求職者支援制度」について、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講ずることとされた。
- ② 雇用保険法の改正に伴う税制上の所要の措置〔所得税、個人住民税等〕
失業等給付については全て非課税とされているが、現在、雇用保険制度のあり方について労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において検討を行っており、この検討結果を踏まえて、税制上の措置が必要となる場合には、非課税措置及び差押禁止措置を講ずることとされた。

4 健康増進の観点からのたばこ税の引上げ

① たばこ対策としてのたばこ税の税率の引上げ〔たばこ税、地方たばこ税〕

国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、平成22年度において、1本あたり3.5円の税率引上げ（価格上昇は5円程度）を行うこととされた。なお、税率引上げにあたっては、国と地方の配分比率を1：1とすることとされた（実施時期は平成22年10月1日）。

また、税制改正大綱において、以下のとおり記載された。

たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要がある。その判断にあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響等を見極めつつ行っていくこととする。その過程で、たばこ法制について、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、上記のたばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、新たな枠組みの構築を目指すこととする。

- ・ 番号の前に※印を付してある項目は他省庁との共同要望の項目である。

その他の要望事項

1 地域医療の再生に向けて

① 周産期医療の連携体制を担う医療機関が取得する施設に係る特例措置の延長〔不動産取得税〕

周産期医療の連携体制を担う医療機関が周産期医療の用に供する不動産（分べん室、陣痛室、新生児室等）を取得した場合に、当該不動産の価格の2分の1を課税標準から控除する不動産取得税の特例措置について、適用期限を6年延長の上、廃止することとされた。

※控除される割合は段階的に縮減される（新サンセット方式）。

平成22年4月1日から平成25年3月31日までに取得：2分の1

平成25年4月1日から平成27年3月31日までに取得：3分の1

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに取得：6分の1

※② 中小企業等基盤強化税制の拡充〔所得税、法人税、法人住民税〕

特定の中小企業者等が一定金額以上の事業基盤強化設備を取得した場合に、その取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却を認める特例措置（中小企業等基盤強化税制）を拡充し、医業等を行う中小企業者等が、レセプト電算処理やレセプトのオンライン請求の実施のためのソフトウェア等を取得した場合にも適用することとされた。

なお、従来、レセプト関係のソフトウェア等を取得した場合に特例を講じていた情報基盤強化税制については、適用期限の到来をもって廃止することとされた。

※③ 中小企業投資促進税制の適用期限の延長〔所得税、法人税、法人住民税〕

医業、医薬品・医療機器産業、生活衛生関係営業等を行う中小企業者等が、一定規模以上の機械装置、普通貨物自動車等を取得した場合に、その取得価額の7%の税額控除又は30%の特別償却を認める特例措置（中小企業投資促進税制）について、適用期限を2年間延長することとされた。

※④ 病院等が取得した地震防災対策用資産に係る特例措置の延長〔固定資産税〕

病院等が取得した地震防災対策用資産について、当該資産に係る固定資産税の課税標準を3年間に限り3分の2に軽減する特例措置について、適用期限を4年間延長の上、廃止することとされた。

- ⑤ 独立行政法人地域医療機能推進機構の設立に伴う社会保険病院等に必要な非課税措置の創設等〔所得税、法人税、登録免許税、印紙税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税等〕

現在国会において継続審議中の法律案に基づき、社会保険病院等の新たな受皿として設立（平成23年4月1日）が予定されている独立行政法人地域医療機能推進機構について、必要な非課税措置等を講ずることとされた。

- ⑥ 社会保険診療報酬に係る非課税措置の存続〔事業税〕

社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置については、来年1年間真摯に議論し、結論を得ることとされた。

- ⑦ 医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置の存続〔事業税〕

医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置については、来年1年間真摯に議論し、結論を得ることとされた。

- ※⑧ 特定外国子会社等に係る所得の課税の特例（タックスヘイブン税制）〔法人税、法人住民税、事業税〕

タックスヘイブン税制について、資産性所得に係る租税回避行為防止措置を講じた上で、適用除外基準の見直しやトリガー税率の引下げ等の措置を講ずることとされた。

- ※⑨ 国外関連者との取引に係る課税の特例（移転価格税制）〔法人税、法人住民税、事業税〕

移転価格税制について、価格算定に当たり考慮すべき事項等を運用上明確化することとされた。

2 安心・活力の実現に向けた雇用対策の推進

① 障害者雇用促進法の改正に伴う障害者を雇用する事業所等に係る税制上の特例措置の拡充〔所得税、法人税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、事業所税〕

障害者雇用促進法の改正により、短時間労働者（週所定労働時間20時間以上30時間未満）に障害者雇用率制度の適用が拡大されることに伴い、税制上の特例においても、適用要件（雇用障害者数の割合）の算定に当たり短時間労働者を加えることとされた。

※対象となる税制措置

- ・ 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却
- ・ 障害者の「働く場」に対する発注促進税制 など

3 健康で暮らせる社会の実現に向けて

※① 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除の延長〔所得税、法人税〕

医薬品・医療機器企業等の試験研究を活性化するため、試験研究費の一定割合を税額控除する制度について、適用期限を2年間延長することとされた。

※② 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

中小企業者等が、事業の用に供する償却資産で、取得価額が10万円以上30万円未満であるもの（少額減価償却資産）を取得した場合に、その取得価額を損金の額に算入する特例措置について、適用期限を2年間延長することとされた。

③ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法に伴う非課税及び差押禁止措置の創設〔所得税、消費税、個人住民税等〕

新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の創設に伴い、以下の税制上の措置を講ずることとされた。

- （i） 本法の規定に基づく健康被害の救済給付として支給される金銭への非課税措置
- （ii） 本法の規定に基づく健康被害の救済給付のうち、医療費の支給に係る医療に対する消費税の非課税措置
- （iii） 本法の健康被害救済給付のうち、障害年金を受けている者又は遺族年金を受けている遺族（妻に限る）の少額預金の利子所得等の非課税措置
- （iv） 本法の規定に基づく健康被害の救済給付を受ける権利の差押禁止措置

4 高齢者等が生き生きと安心して暮らせる社会の実現

※① 確定拠出年金制度の見直しに伴う税制上の措置の創設等〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援するため、確定拠出年金制度の見直しに伴い、以下の措置を講ずることとされた。

- (i) 企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）について、現行の拠出限度額（他の企業年金なし：4.6万円、他の企業年金あり：2.3万円）の枠内、かつ、事業主の掛金を超えない範囲で認め、これを所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象とするもの。

※ 現行の拠出限度額は平成22年1月から引き上げられる（他の企業年金なし：5.1万円、他の企業年金あり：2.55万円）。

- (ii) 確定拠出年金制度は、原則として途中で資産を引き出すことを認めていないが、企業を退職した者で、資産額が少なく、かつ、掛金を継続して拠出する意思のない者について、途中で資産を引き出すことを可能にしようとするもの。

- (iii) 現在、確定拠出年金制度については、60歳までしか加入が認められていないが、高齢者の雇用確保に資するため、60歳以降も引き続き雇用される者について、60歳から65歳までの間の一定年齢まで引き続き加入することを可能にしようとするもの。

※② 高齢者向け優良賃貸住宅建設促進税制の延長〔固定資産税〕

高齢者向け優良賃貸住宅に固定資産税を課す場合に、最初の5年度分限り、当該住宅に係る固定資産税額の3分の2を減額する特例措置（高齢者向け優良賃貸住宅建築促進税制）について、適用期限を1年間延長することとされた。

※③ 住宅に係るバリアフリー改修促進税制の延長〔固定資産税〕

高齢者等が居住する家屋に一定のバリアフリー改修工事を行った場合に、翌年度分限り、当該家屋に係る固定資産税額の3分の1を減額する特例措置（バリアフリー改修促進税制）について、今後1年間で優良な住宅ストック重視の観点から見直しを検討していくことを条件に、適用期限を3年間延長することとされた。

5 障害者の自立支援の推進

① 肝機能障害を身体障害に含めることに伴う税制優遇措置の拡充〔所得税、法人税、不動産取得税、固定資産税等〕

身体障害者手帳の交付の対象となる身体障害に「肝臓の機能の障害」を追加することに伴い、税制措置の対象も拡充することとされた。

※対象となる税制措置

- ・ 障害者控除
- ・ 障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却
- ・ 障害者の「働く場」に対する発注促進税制 など

② 相続税における障害者控除の見直し〔相続税〕

相続税における障害者控除について、控除額を「6万円（特別障害者：12万円）×85歳（現行：70歳）に達するまでの年数」とすることとされた。

③ パラリンピックメダリストに対する金品の非課税措置〔所得税、個人住民税〕

パラリンピックメダリストに交付される金品の非課税措置について、租税特別措置法による措置から、所得税法に規定する非課税所得とされた。

6 安心して働ける社会の実現

※① 新築住宅に対する固定資産税の減額措置に係る適用期限の延長〔固定資産税〕

新築住宅に固定資産税を課す場合に、最初の3年度分（中高層耐火建築物である場合は5年度分）に限り、当該住宅に係る固定資産税額の2分の1を減額する特例措置について、今後1年間で優良ストック重視への見直しを検討していくことを条件に、適用期限を2年間延長することとされた。

② 同居の親族のみを雇用する事業における中小企業退職金共済制度への加入〔所得税、法人税、相続税、個人住民税、法人住民税、事業税〕

同居の親族のみを使用する事業に使用される者であっても、使用従属関係が認められる者については、中小企業退職金共済法上の「従業員」として取り扱うこととすることに伴い、これらの者についても、現在同法上の「従業員」として取り扱われている者と同様の税制措置を講ずることとされた。

※対象となる税制措置

- ・ 掛金の必要経費算入
- ・ 一時金で受け取る退職金の退職所得控除の適用 など

7 各種施策の推進

※① 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長〔固定資産税〕

公害防止対策の適正かつ円滑な推進を図るため、活性炭吸着式処理装置等に係る固定資産税の課税標準を3分の1に軽減する特例措置について、適用期限を2年間延長することとされた。

※② 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置の延長〔登録免許税〕

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく登録免許税の特例措置について、株式会社の設立等の登記にあっては、軽減税率が適用される資本金の額の上限を3,000億円までとした上で、適用期限を2年間延長することとされた。

③ 国民健康保険制度見直しに伴う所要の措置〔国民健康保険税〕

低・中所得者の国民健康保険税の負担軽減を図るため、賦課上限額の引上げ及び減額基準割合の緩和を行うとともに、非自発的失業者の税負担の軽減を講ずることとされた。

※④ 試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金に係る指定寄附金制度の創設〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕

試験研究等を目的とする独立行政法人への寄附金を、全額損金算入できる指定寄附金に指定する制度の創設については、税制調査会に設置される市民公益税制プロジェクト・チームにおいて、独立行政法人改革との関係を整理した上で、特定公益増進法人に対する寄附金から指定寄附金とする場合の効果等について検討することとされた。

問い合わせ先：(代) 03-5253-1111
社会保障担当参事官室 政策第二係
山田章平、中村彩子 (内線 7693)
労働政策担当参事官室 企画第二係
長良健二、桐石邦生 (内線 7992)